

新潟島中心部交通政策検討協議会 規約

組織改正による改訂案
(下線部：変更箇所)

(名称)

第1条 本会は、「新潟島中心部交通政策検討協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、道路網整備など交通環境の変化や中心市街地の活性化、市民生活の利便性向上などを勘案し、新潟島中心部のまちづくりと望ましい交通政策のあり方について検討を行うとともに、実施に向けた計画策定及び調整を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員で組織する。

2 協議会の構成員は、必要に応じ補充することができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置くものとし、新潟市都市政策部長がその職務にあたる。

2 会長は、協議会を代表し、協議会を総括・招集する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、新潟市都市政策部都市交通政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規約で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附則

〔施行期日〕

この規約は、平成 18年 3月 15日から施行する。

この規約は、平成 19年12月 17日から施行する。

別表

新潟島中心部交通政策検討協議会委員名簿	
コミュニティ協議会等	<u>礎地域コミュニティ協議会</u> <u>栄小学校区コミュニティ協議会</u> <u>豊照地区コミュニティ協議会</u> <u>新潟地区コミュニティ協議会</u> <u>白山校区コミュニティ協議会</u> <u>湊校区コミュニティ協議会</u> <u>新潟島コミュニティ協議会連絡会</u>
新潟中心街連合会 会長 新潟中心街連合会 副会長(2名) 新潟市上古町商店街振興組合 会長 下本町商店会 会長	
西堀商業振興会	
新潟商工会議所 <u>事業部</u> 次長	
社団法人新潟県バス協会 専務理事	
社団法人新潟県トラック協会 <u>新潟支部</u>	
新潟市ハイヤータクシー協会 会長 新潟市個人タクシー事業協同組合 理事長	
新潟県エスディーエス協会 代表理事 新潟県運転代行事業協同組合 代表	
新潟駐車協会 会長	
新潟交通株式会社 乗合バス部 計画課長	
国土交通省	北陸地方整備局 新潟国道事務所 <u>計画課長</u> " 交通対策課長
新潟県警察本部	交通部 交通規制課長 新潟中央警察署 交通課長
新潟市	◎ <u>都市政策部長</u> <u>経済・国際部</u> 商工労働課長 <u>都市政策部</u> まちづくり推進課長 土 木 部 土木総務課長 <u>道路計画課長</u> <u>中 央 区</u> 建設課長

◎：会長

以上 32名